

第五十五回 参議院商工委員会議録 第四号

(七九)

昭和四十二年五月九日(火曜日)
午後一時十五分開会

三月三十日
委員の異動

辞任

山本茂一郎君
林田悠紀夫君
岡本悟君

四月十八日
辞任
横井太郎君
館哲二君

四月十九日
辞任
横井太郎君
館哲二君

補欠選任
津島文治君
村上春藏君
松平勇雄君

補欠選任
横井太郎君
館哲二君

出席者は左のとおり。

委員長
理事
委員

鹿島俊雄君

本日の会議に付した案件

○航空機工業振興法等の一部を改正する法律案
(内閣送付、予備審査)

○貿易大学校法案(内閣送付、予備審査)

○中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案
(内閣送付、予備審査)

○理化学研究所法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○産業貿易及び経済計画等に関する調査
(地域経済対策に関する件)

○委員長(鹿島俊雄君) それでは、ただいまから
委員の変更について報告いたします。

去る三月三十日、山本茂一郎君、林田悠紀夫君、岡本悟君が辞任され、その補欠として津島文治君、村上春藏君、松平勇雄君が選任されました。

國務大臣
通商産業大臣
菅野和太郎君

政府委員
國務大臣 二階堂進君
官房長官
科学技術厅長官 小林貞雄君
谷敷寛君

大蔵政務次官
国税厅長官
通商産業省通商局長事務代理

米田正文君
泉美之松君
栗原祐幸君

高島節男君
影山衛司君
小田橋貞寿君

鈴木正文君
原田明君

柳田桃太郎君
阿部竹松君

井川伊平君
近藤英一郎君

津島文治君
宮崎正雄君

村上春藏君
横井太郎君

小柳勇君
近藤信一君

竹田矢追君
向井長年君

鹿島俊雄君
菅野和太郎君

○委員長(鹿島俊雄君) 次に、航空機工業振興法等の一部を改正する法律案、貿易大学校法案、中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案、以上三案を便宜一括して議題とし、提案理由の説明を聽取いたします。菅野通商産業大臣。

○國務大臣(菅野和太郎君) ただいま御提案がありました通商産業省の関係の三法律案を順次御説明申し上げたいと思います。

まず最初に、航空機工業振興法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明いたします。

航空機工業振興法は、航空機の国産化を促進することにより、わが国航空機工業の振興をはかることを目的として、昭和三十三年に制定された法律であります。この法律に基づきまして、昭和三十四年六月、日本航空機製造株式会社が設立され、今日まで中型輸送機YS-11の設計試作等の試作事業及び製造、販売等の量産事業が進められてまいりました。このうち、試作事業は昭和三十九年度をもって完了し、昭和四十年三月以降、量産機の販売を開始いたしております。その後今日までに合計二十九機の引き渡しを行ない、国内の主要ローカル路線に就航するほか、フィリピン及びハイチにも輸出され、好評を得ております。また、最近においては、YS-11の短距離離着陸性能、経済性、搭載容量等について国際的にも高く評価されつつある現状にあります。

かくして、わが国最初の国産輸送機YS-11は国際競争場闘に進出したこととなつたのであります。ですが、輸送用航空機の輸出をめぐる国際間の競争はきわめて激しく、この競争の中には、なんぞうの輸出努力と助成が要望されるのであります。このため、日本航空機製造株式会社をはじめとして、関係業界の一致協力により積極かつ適確な販売活動

等の一部を改正する法律案、貿易大学校法案、中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案、以上三案を便宜一括して議題とし、提案理由の説明を聽取いたします。菅野通商産業大臣。

○委員長(鹿島俊雄君) 次に、本法律案の要旨を御説明いたします。その第一は、YS-11の設計、試作等の完了後において政府は日本航空機製造株式会社に対して出資することができるものとすることであります。その第二は、政府の出資の限度を四十二億円とする 것입니다。

次に、本法律案の提案理由及び要旨であります。何とぞよろしく御審議の上、すみやかに御賛同くださるようお願いいたします。

以上が本法律案の提案理由及び要旨であります。何とぞよろしく御審議の上、すみやかに御賛同ください。

○委員長(鹿島俊雄君) 次に、貿易大学校法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

わが国の貿易は近年順調に拡大しており、輸出もいよいよ百億ドルに達せんとしております。貿易はまさにわが国経済発展の屋台骨をなしてきた

と言えましょう。しかしながら今後のわが国の輸出の前途は決して平坦な道ではありません。世界の経済競争、輸出競争はいよいよきびしさを増しており、しかも、わが国の輸出構造が高度化していくに伴い、欧米先進諸国との輸出市場とまつこうから競合するようになつてゐるからであります。

今後の貿易は、安くてよい物をつくれば売れるという單純なものではなく、売り込み相手側の中に深く入り込み、積極的なセールスを開拓する必要があり、しかも延べ払い、海外投資、技術協力などの諸種の要素と密接な関連のもとにおいて行なわれることとなるのであります。さらに、今後開放体制の一そらの進展に伴い、わが国にも多くの外国企業が進出してくるであります。また、わが国の企業の海外進出もいよいよ活発化することが予想されます。このように好むと好まずともにかかわらず、わが国の企業にとって外国企業あるいは外国人との接触、すなわち、インナーショナル・ビジネスの側面は今後増加の一途をたどるであります。このような新しい世界の貿易体制、国際企業体制のもとにおいてわが国の貿易を伸ばし、わが国の企業を発展させていくためには、何といつても企業をになう人の問題がキーのポイントとなるのであります。すなわち国際的な知識見と相手先国の社会経済の実情についての深い知識を有し、また外國の人々と完全に理解し合えるに足る語学力を持った人々の養成が不可欠なのであります。

この法案は、以上のような要請にこたえるため、貿易を主とする国際的な経済活動に從事する者等に対し、その資質の向上に必要な研修を実施する機関として、貿易大学校を設立しようとするものであります。

次に、この法案の要旨を御説明申し上げます。まず第一に、貿易大学校の設立につきましては、貿易を中心とする国際的な経済活動につき専門的な知識を有する者十五人以上が発起人となって、通商産業大臣に設立の認可申請を行なうこととし、通商産業大臣は、その申請の内容を審査いたしま

して、その業務が健全に行なわれ、わが国と外国との経済の交流の促進に資することが確実であると認めるときは、設立を認可することとなつております。

ただし、研修の高度性、効率性を確保す

と認めるとときは、設立を認可することと認めるため貿易大学校の設立は一を限つて認可することといたしております。

第二に、貿易大学校の役員として、会長、理事長、理事及び監事を置くことといたし、会長、理事長及び監事は定款の定めるところに従つて選任し、通商産業大臣が認可することといたしております。

第三に、貿易大学校の行なう業務であります。が、貿易大学校設立の目的に従いまして、貿易を主とする国際的な経済活動にかかる業務に従事する者等に対して専門的かつ効率的な研修を施すわけであります。あわせてその研修に必要な調査研究等の業務をも行なわせることといたしております。

第四に、貿易大学校は通商産業大臣の監督を受けて、貿易大学校の定款及び業務方法書の変更並びに毎事業年度の事業計画及び収支予算につきましては、通商産業大臣の認可または承認を要することといたし、また通商産業大臣に貿易大学校に対する報告徵収及び立ち入り検査の権限を認めるとともに、その結果に基づいて必要な措置をとり得るようになつたとして、貿易大学校の公共的な機関としての運営の適正を期することといたしております。

最後に貿易大学校についての各種税法の一部改正を行ないまして、貿易大学校の業務の運営上に遺憾なきを期した次第であります。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

最後に中小企業近代化促進法の一部を改正する

いますようお願い申し上げます。

法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

御承知のとおり、中小企業近代化促進法は、中小企業が事業活動の相当部分を占める重要な業種を指定し、当該指定業種に属する中小企業の実態を調査して、その実態に即した中小企業近代化計画を策定し、その円滑な実施をはかるための措置を講ずること等により、中小企業の近代化を促進し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的として昭和三十八年に制定された法律であります。制定後今日までにすでに八十余の業種が指定され、それぞれの業種ごとに実態調査、近代化計画の策定、その推進等がはかられ、わが国中小企業の近代化に大きな役割りを果たしております。

現在、理化学研究所法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。改正の第一は、理化学研究所の主たる事務所の所在地に関する規定を改正することであります。理化学研究所法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

改正の第一は、理化学研究所の主たる事務所の所在地に関する規定を改正することであります。理化学研究所法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

○国務大臣(二階堂進君) ただいま議題となりました理化学研究所法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

改正の第一は、理化学研究所の主たる事務所の所在地に関する規定を改正することであります。理化学研究所法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

○委員長(鹿島俊雄君) 次に、理化学研究所法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聽取いたします。二階堂科学技術庁長官。

○国務大臣(二階堂進君) ただいま議題となりました理化学研究所法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

改正の第一は、理化学研究所の主たる事務所の所在地に関する規定を改正することであります。理化学研究所法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

○委員長(鹿島俊雄君) 次に、産業貿易及び経済計画等に関する調査を議題とし、地域経済対策に關する件について調査を行ないます。質疑のおありの方は順次御發言願います。

○阿部竹松君 お尋ねする前に、委員長にお願いしておきました大蔵省関係の政府委員はどうなが

ります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいます。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいます。

○委員長(鹿島俊雄君) 次に、産業貿易及び経済計画等に関する調査を議題とし、地域経済対策に關する件について調査を行ないます。質疑のおありの方は順次御發言願います。

○阿部竹松君 お尋ねする前に、委員長にお願いしておきました大蔵省関係の政府委員はどうなが

御出席になつておりますか。

○委員長(鹿島俊雄君) 本日は、米田大蔵政務次

官並びに東京税務署長官、宮川国税局給事課長、三名出席しております。

○阿部竹松君 私がこれからお尋ねすることは、

産炭地域に直接關係あるわけですが、問題は税と

もきわめて關係が深いわけで、事務的な問題です

から、米田次官もおいでになつておられるようです

が、さしあたり事務担当をされておる國税局長官

にお尋ねします。

税関係の業界新聞か、ニュースか、あるいはそ

の雑誌か、はつきり記憶しておりませんけれど

も、今度國税庁で担当しておられる全国の中で

五力所ないし六力所の税務署を廃止なさいて、そ

うして整理をなさるという記事を見たんですが、

それが事実であるかどうか、お伺いしたい。

○政府委員(泉美之松君) この点につきましては、税務行政の全般からお話をしなければいけないでございますが、ごく簡単に申し上げます

と、御承知のとおり昭和三十年代のわが國の高

度成長に伴いまして、課税対象が非常にふえてま

っております。ところが、その課税対象は全国

一様にふえているんではなくて、東京都とか大阪

とか名古屋とかといふ大都市に集中する傾向が強

いのであります。そこで、私も税務行政を執行

する立場に置かれている者いたしましては、そ

のよろに課税対象のふえた地域におきましては、

税務職員を増加する。その際に、税務職員が

ふえまして、一税務署が二百五十名をこえるような

定員になりますと、一税務署長の管轄下で処理す

るのは適当でございません。これを分割いたしま

して税務署をふやすという措置をとつておるので

あります。しかしながら、全体の税務職員は昭和

三十年当時からほとんどふえておりません。そこ

で、そういうふうに課税対象のふえたところで税

務職員を増加し、税務署を分割するというかわり

に、地方の税務署で課税対象がふえない、むしろ

課税対象が減少していくというような税務署におきましては、定員を減らすとともに、それから地

域によりまして、納稅者の便利を考慮しつつ、あ

まり不便でない地域におきましては税務署を廃止

します。すでに現在まで昭和三十八年から申し上

げましても、三十九年に五署を分割いたしまして三

署を統合する。それから昭和四十年には三署を

分割して二署を統合する。昭和四十一年度におき

ましては、二署を分割して七税務署を統合する

と、こういう措置をずっととつてまいっておつた

のであります。今年度におきましても、こうし

た方針に基づきまして別途三署を分割することに

つきまして、地方自治法の規定に基づきましてこ

の承認を求める案件を国会に提出いたしております

が、同時に六税務署を統合する。こういう考え

方をとつておるのでござります。したがいまし

て、いまお話しのようなことは事実でございま

す。

○阿部竹松君 長官のお話を承つておると、私は

理屈なしに、東海道線はお客様がたくさん乗る

から、幾らも汽車をつくってたくさん本数ふや

してもよろしいと、しかし北陸線は——例です

が、北陸線はお客様が少ないから、汽車の本数

を減らしてもよろしいと、國税庁ではそういうも

うけ主義なんですか。税金が京阪神でふえまし

た、中京でふえました、あるいは京浜地区でふえ

ましたから、そつちへ税務署の機能を拡大して、税

金の取れぬところは人數を減らします、すべてが

増えまして、一税務署が二百五十名をこえるような

定員になりますと、一税務署長の管轄下で処理す

るのは適当でございません。これを分割いたしま

して税務署をふやすという措置をとつておるので

あります。しかしながら、全体の税務職員は昭和

三十年当時からほとんどふえておりません。そこ

で、そういうふうに課税対象のふえたところで税

務職員を増加し、税務署を分割するというかわり

に、地方の税務署で課税対象がふえない、むしろ

課税対象が減少していくというような税務署におきましては、定員を減らすとともに、それから地

どなんですか。

○政府委員(泉美之松君) 申し上げるまでもなく

國税庁は國の機關でござりますから、別に營利を

目的としてやつておるわけではありません。し

たがつて、もうけ主義とおっしゃるのは当然な

と思います。ただ、國税庁いたしましては、

そういうふうに課税対象が非常にふえてまいつた

ときに、全國的に課税水準を同じようにやつてい

きますためには、どうしても課税対象があえたと

ころに人員を集中せざるを得ない。これが全体の

定員をふやしていただきけるのなら、そのふえた定

員を課税対象のふえたところへ持つていただきざる

ればいいのでござります。それは樂なのでござい

ますが、なかなか全体の税務職員の定員はふやし

ていただけないものでござりますので、やむを得

ずそういうふうにいたしまして事務をだんだんと

定員をふやしていただきけるのなら、そのふえた定

員を課税対象のふえたところへ持つていただきざる

ればいいのでござります。それは樂なのでござい

ますが、なかなか全体の税務職員の定員はふやし

のですかという質問に事務的にお答えいただけばいい。

○政府委員(泉美之松君) 税務署で廃止予定をいたしておりますのは、北海道札幌國税局管内で香住

張稅務署、仙台國税局管内で赤湯稅務署、名古屋

國税局管内で熊野稅務署、大阪國税局管内で香住

張稅務署、高松國税局管内で卯之町稅務署、熊本国

稅局管内で玖珠稅務署、この六署でございます。

ところはわかりましたが、これは何を基準として

利用度とか——しかばその稅務署がなくなることによつて、私は六カ所全部わかつておりません

少なくなつたとか、こういう御答弁をなさるかも

されませんけれども、しかし、やはり地域住民の

利用度とか——利用度が少なくなることによつて、今は岩見沢に行くか札幌に行くか、これらはその稅務署がなくなることによつて、私は六カ所全部わかつておりません

けれども、夕張の例をとると、たとえば夕張がなくなることによつて、今は岩見沢に行くか札幌に行くか、これは一日がかりです。そういう人口が少くなつたとか、人口が少くなつたとか、これらは六カ所全部わかつておりません

ことによつて、私は六カ所全部わかつておりません

はまあ避け得ないことでございます。しかし、最近は交通機関もだんだん発達いたしてまいりましたので、そういうことによる不便もだいぶ少なくなつておるといふよくな地域を選ぶことにいたしておるでござります。

○阿部竹松君 通産大臣が途中で御退席なさるそ

うですから、一、二点お尋ねしておきますが、私この六ヵ所全部は知りませんけれども、大阪にもあり四国にもあるわけですが、たとえば夕張の例をとつてみると、これは産炭地域なんですね。したがつて、閣議でも御決定願つておりますし、国会でもきまつておるよう、民間資本はもちろんのこと、国の機関でもあらゆるできる限りのものを産炭地发展のために、産炭地振興の環として、そういうところに機関を持つていかなければならぬということは御承知の閣議決定なんですね。ところが夕張市は、いまも国税庁長官に対する質問の中でお話しましたとおり、夕張を廢止して今度は岩見沢に行くのか札幌に行くのかわかりませんけれども、これは行つてくると、とにかく一日でそんな三十分や一時間で行ける場所じゃなければならぬか。ほかの炭鉱地帯のように、町が村になり、市が町になるといふところであればこれは話はわかりますよ。しかし、夕張市は御承知のとおり通商産業省でも力を入れて、そして振興開発までやって、将来日本でただ一つか二つになるかしりませんけれども、发展を期して國も最大の力を入れておる市なんですね。そこからいま国税庁長官のお話は大臣お聞きになつたでしようけれども、持つていくといふのは、まあ一メートルのものさしは九州へ行つても北海道へ行つても一メートルかもしませんけれども、これはあまりにも機械的な公式論で、こういうことでは政治というものはないのではないか、こういう私は気がするんです。税の関係ですか、大蔵省関係で、これは通商産業大臣に直接関係ございません。しかしながら、産炭地振興ということに全力をあげておられる通商産業大臣、これはどう御処置なさ

るんですか。水田さんの言うことオーケーといふことになるんですか。それともいま国税庁長官がおつしゃつたこと、それは話はわかるが、それはいかぬといふよくなことになるのか、そのあたりの御心境を承つておきたいと思います。

○國務大臣(菅野和太郎君) 夕張の税務署が廃止

されるということはさよろく初めて承つたことであるし、またその理由もいま初めて承つたことで、おそらくその税務署廃止については国税庁から通商産業省のほうへ御相談なかつたのではないかなと、こう思つておりますが、そこでいまの国税庁長官のお話によると、納稅者も減るし納稅額も減つた、こういう御説明であつたように思います。が、私自身は夕張という町も知りませんし、お話をとおり産炭地振興ということについて通商産業省としては非常に苦心をいたしておりますので、将来ここはもう少し发展する余地のあるようになります。またしなければならぬと思つておりますから、現に減つておるから税務署を減らすということよりも、将来发展する可能性があるかどうかといふことをよく考えて、そして考慮してもらいたい、こう思つております。いずれこの問題は私のほうから大蔵省のほうへもよく事情を聞いて善処をしたいと思つております。

○阿部竹松君 通産大臣、考慮してもらいたい

ということは、ぼくのほうに向かぬで米田さん、大蔵省のほうへ……。私どもは行政簡素化といふとを主張しておりますし、大蔵省あるいは国税庁の言わんとするところは理解できる面は理解できることであります。しかしながら、ああいう山間僻地の炭鉱町で、一つの基準によつて全部九州から北海道まで一メートルは一メートルであるといふよなことでなしに、それは係長か課長さんくらいはそういうお話をよからうと思ひますけれども、国税庁長官、次官、大臣クラスになると、やはりこの地域の發展はどうかといふよくな政治的判断と配慮が必要で、しかしながら、私は判断する。特に人數が減つても税金は減らぬわけです。大同団結すればそれは数は減るわけです。たとえばトヨタと日産

が合併すれば会社は一つになるが税金は減らぬわけです。国税庁はどう判断しているかわかりません。世の中でしばり取るのが非常に上手な国税庁のことだが、そういう政治的判断は別として、そういうことを考慮する余地はあるんですか、ないですか。

○政府委員(米田正文君) いま阿部委員がおつ

しゃる御趣旨は十分私ども理解できます。私も、もともと産炭地で筑豊炭田ですが、ここの大蔵省の隣ですね、税務署の関係からいふと。それが赤湯は山形県ですね。それと熊野は和歌山でいう面について強く主張したことあります。しかし、また芸芸大学統合という一面の教育行政の面からの問題があり、その辺のかね合いが問題でございました。ちょうど今回のこの夕張税務署廃止の問題も私は同じようなものだと、先ほどのあなたの御説明を聞いておつて、さういうことを痛感をいたしております。産炭地の問題は、これも一つの重要な国策ですから、私はこの問題をなおざりにするとかいふよくなことは、どうもそういう意図はございません。できるだけその方針に従つて振興をいたしていきたい、こういう考え方については皆さんにも劣らぬ気持ちを持っております。しかし、この具体的ないまの税務署の問題になりますと、五万人という税務署の職員を全国に配置をして、そうしてそれを課税対象になる人に對して公平に徵税しなければならぬといつては、確かに実際実情が違ひんですね。その点の配慮というのはどういうふうにされておるのか。それと先ほどの将来の政治的な展望、開発民は一日がかりで岩見沢に行かなければならぬい、本州の府県とは実際実情が違ひんですね。その点の配慮というのはどういうふうにされておるのか。それと先ほどの将来の政治的な展望、開発の展望といふよくなことを考えて、この夕張と岩見沢の隣ですね、夕張の紅葉山を中心にして北海道の中心を走つておるところを、もう少しはずれのほうに持つていくといふ持つていい方は私は必ずしも当を得てしないとこう思ふんですが、そういうふうな点についてははどういうふうにお考えですか。

○政府委員(泉美之松君) おととばではございませんが、夕張の税務署は定員からいたしますと十九名でございまして、全国一小さい税務署になつておるのでござります。それから税額からいたしますと、全国少ないとおわけではございません。全国の一番少ないところから数えまして一割程度の——全国で五百二税務署がござりますが、その五百二の税務署のうち最後のほうの一割

は最近ずっと大蔵省としてやつておる実情でござります。御趣旨は非常によくわかりますが、徵税といふ面から公平を期し、かつ適正な配置をしていくといつ行政面の問題ですから、その辺も御了解をいただいて、大蔵省の方針について御了承いただければたいへんありがたいと思いま

いまお話をのように、産炭地振興で非常に力を入れております。また、最近夕張を国道が貫通するようになります。そういうこともお聞きいたしておるのをございます。ただ、税務署はやはり先ほど申し上げましたように、全国的な見地からみてその配置を考えていかなければなりません。税務署があるから産炭地振興ができるというわけのものでもない、助長行政をやるわけでもございませんから。そういうふうなことを考えますし、ただ納税者において不便にならないようには十分考えなければならぬといふことで、従来から夕張につきましてはいろいろ検討を重ねておつたのでござります。何ぶんにも全国一小さい税務署であり、その箇所費のコストも全国平均に比べまして三倍ぐらい高くなつておるというふうにお聞きございまして、まあ岩見沢へ行くのは何か非常に不便な話もござります。私どものほうで調べておるのでありますと、バスで一時間二十分程度で、一日十数回の往復があるというふうにお聞きをいたしております。もし申告納税の時期でござりますと、これは税務署のほうから夕張のほうへ参りまして、そこで申告書を受け付けることによりまして、納税者の方には御不便をおかけしないといふ措置もとることも考えております。そういうふうによりまして、申告時期以外には税務署のほうへお越しいただかなければならぬこともありますかと思いますが、なるだけ納税者の方に御不便をおかけしないで、しかも全国的な平均を統一するための組織づくりをしたい、このように考えておるわけでござります。

例をとつて北海道の炭鉱を見る見方をされることはないと思います。九州の例をとつて北海道もそうであるうと、そういう話をされると、ぼくは政務次官にものを言いたくなるんですね。ただ、そこで国税庁長官に申し上げたいことは、あなた一時間二十分で岩見沢に行けると言わわれたが、ハイヤーで飛んでも一時間二十分ではいけませんよ。國税庁長官はどういらデータをとつて、だれがやつたかぼくは聞きたいんですけどね、この点はこの次の委員会までにあなた明確にひとつ調べていただきたい。

それから、もう一つ言いたいことは、ほんとうは国税庁や税務署なんかもう必要ないんですね。ないほうがいい。なければ税金なんか払わなくともいい。しかしそういうわけにはいきません。やはり国民には兵役の義務はなくなつたが、納税の義務はある。産炭地振興でせめて残つた山だけでも盛り上げようよといつときた、たつた一つある十九名ぐらいいる税務署の出先は、そこから固定資産税を取れなくても、また市民税を取つても微々たるものです。夕張市には影響しない。しかし市の発展ということについては、これから引き揚げられるのと残つたのとでは、産炭地振興というのにぼくは無形な力があると思う。國はそれを考えてくれないのかとぼくは思つてます。別にそれはこう言つたから、東京まで税金を納めにくる——陳情に始終東京まで来るんですからね。しかしそれでは国税庁長官、あまりむごいじゃないですか。でたらめなデータをもつてただ右ならないさせようとする、そういうことではぼくは政治といふものはないかねと思う。いまようやく北海道でたつた一つか二つ残つて、そこを竹田委員からも発言があつたように、鉄路へ夕張市を通つて最短距離三時間短縮していくといふようなときに、引き揚げるといふよなことであつては、ぼくはいかぬと思う。しかしながらに理屈を言つたって始まりませんが、それくらいのことはやはり大臣、次官がどう言つても、あなたがそういう趣旨をひとつ大

臣なり次官なりに訴えてくれぬかといふべき氣持ちはあるわけですよ。それはひどいぢやないですか、あなた。それくらいのことはやはり考へなければならぬわけです。別に二十名の税務署が残る残らぬということは問題になりません。しかし、これから盛り上がるところとする產炭地振興の一環として市はびくびくしているわけです。これが引き揚げられると、また炭鉱がだめになる、裁判所もなくなるだろう、あわてもなくなるだろう、これもなくなるだろうといふようなことで、炭鉱地帯というのは常にこの四年おびえているわけです。それを残してやつて、しっかりとやれというようなことを言わぬと、議論で佐藤さんが幾らきめても何ともならぬわけです。現実の問題ですから、国税長官、あなたでは答弁できぬでしよう。米田さんは九州と北海道と一緒に考えても、国税厅はよろしいと言えぬと思うが、それくらいの配慮があつていいくと思うだけでも、どうですかね。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

貿易大学校法案

貿易大学校法

目次

第一章 総則(第一条—第五条)

第二章 設立(第六条—第十一条)

第三章 管理(第十二条—第十五条)

第四章 業務(第十六条—第十九条)

第五章 監督(第二十条—第二十一条)

第六章 解散及び清算(第二十二条—第二十四条)

(目的)

第七章 罰則(第二十五条—第二十七条)

附則

第一章 総則

第二章 罰則(第二十五条—第二十七条)

第三章 管理(第十二条—第十五条)

第四章 業務(第十六条—第十九条)

第五章 監督(第二十条—第二十一条)

第六章 解散及び清算(第二十二条—第二十四条)

(目的)

第七章 罰則(第二十五条—第二十七条)

附則

(目的)

第三条 大学校は、その名称中に貿易大学校といふ文字を用いなければならない。

第二条 貿易大学校(以下「大学校」という。)は、法人とする。

(名称)

(登記)

第四条 大学校は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(民法の準用)

第五条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法

人の住所)の規定は、大学校について準用する。

第二章 設立

第六条 大学校を設立するには、貿易を主とする国際的な経済活動について専門的な知識を有する者十五人以上が発起人となることを必要とする。

第七条 発起人は、定款、業務方法書及び事業計画書を通商産業大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

第八条 通商産業大臣は、前条第一項の規定によると申請があつた場合において、申請の内容が健全に行なわれ、わが国と外国との経済の交流の促進に資することができるとき、設立の認可をしなければならない。

第九条 設立の手続又は定款、業務方法書若しくは事業計画書の内容が法令に違反するとき。

二 定款、業務方法書又は事業計画書に、虚偽の記載があり、又は記載すべき事項の記載が欠けているとき。

三 他の大学校がすでに成立しているとき。

(事務の引継ぎ)

第十条 大学校は、主たる事務所の所在地で設立の登記をすることによって成立する。

(第三章 管理)

第十一條 大学校の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 業務

五 役員の選任方法その他の役員に関する事項

六 評議員会に関する事項

七 資産及び会計に関する事項

八 定款の変更に関する事項

九 解散に関する事項

十 事業年度

十一 公告の方法

十二 設立当初の役員

(役員)

第十二条 大学校に役員として、会長一人、理事長一人、理事三人以内及び監事一人以内を置く。

2 大学校に役員として、会長一人、理事長一人、理事五人以内を置くことができる。

3 会長、理事長及び監事の選任は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の職務及び権限)

第十三条 会長は、大学校を代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、大学校を代表し、定款で定めるところにより、会長を補佐して大学校の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事は、定款で定めるところにより、会長及び理事長を補佐して大学校の業務を掌理し、会長及び理事長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

(監事)

第十四条 大学校と会長又は理事長との利益が相反する事項については、会長及び理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が大学校を代表する。

(監査)

第十五条 大学校の業務の運営に関する重要な事項を審議させるため、大学校に、評議員会を置く。

く。

評議員会は、評議員二十人以内で組織する。評議員は、大学校の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、通商産業大臣の認可を受けて会長が任命する。

第四章 業務

三 2 評議員会は、評議員二十人以内で組織する。評議員は、大学校の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、通商産業大臣の認可を受けて会長が任命する。

四 業務

五 役員の選任方法その他の役員に関する事項

六 評議員会に関する事項

七 資産及び会計に関する事項

八 定款の変更に関する事項

九 解散に関する事項

十 事業年度

十一 公告の方法

十二 設立当初の役員

(役員)

第十二条 大学校に役員として、会長一人、理事長一人、理事三人以内及び監事一人以内を置く。

2 大学校に役員として、会長一人、理事長一人、理事五人以内を置くことができる。

3 会長、理事長及び監事の選任は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の職務及び権限)

第十三条 会長は、大学校を代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、大学校を代表し、定款で定めるところにより、会長を補佐して大学校の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事は、定款で定めるところにより、会長及び理事長を補佐して大学校の業務を掌理し、会長及び理事長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

(監査)

第十四条 大学校と会長又は理事長との利益が相反する事項については、会長及び理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が大学校を代表する。

(監査)

第十五条 大学校の業務の運営に関する重要な事項を審議させるため、大学校に、評議員会を置く。

く。

評議員会は、評議員二十人以内で組織する。評議員は、大学校の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、通商産業大臣の認可を受けて会長が任命する。

四 業務

五 役員の選任方法その他の役員に関する事項

六 評議員会に関する事項

七 資産及び会計に関する事項

八 定款の変更に関する事項

九 解散に関する事項

十 事業年度

十一 公告の方法

十二 設立当初の役員

(役員)

第十二条 大学校に役員として、会長一人、理事長一人、理事三人以内及び監事一人以内を置く。

2 大学校に役員として、会長一人、理事長一人、理事五人以内を置くことができる。

3 会長、理事長及び監事の選任は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の職務及び権限)

第十三条 会長は、大学校を代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、大学校を代表し、定款で定めるところにより、会長を補佐して大学校の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事は、定款で定めるところにより、会長及び理事長を補佐して大学校の業務を掌理し、会長及び理事長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

(監査)

第十四条 大学校と会長又は理事長との利益が相反する事項については、会長及び理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が大学校を代表する。

(監査)

第十五条 大学校の業務の運営に関する重要な事項を審議させるため、大学校に、評議員会を置く。

く。

評議員会は、評議員二十人以内で組織する。評議員は、大学校の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、通商産業大臣の認可を受けて会長が任命する。

四 業務

五 役員の選任方法その他の役員に関する事項

六 評議員会に関する事項

七 資産及び会計に関する事項

八 定款の変更に関する事項

九 解散に関する事項

十 事業年度

十一 公告の方法

十二 設立当初の役員

(役員)

第十二条 大学校に役員として、会長一人、理事長一人、理事三人以内及び監事一人以内を置く。

2 大学校に役員として、会長一人、理事長一人、理事五人以内を置くことができる。

3 会長、理事長及び監事の選任は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の職務及び権限)

第十三条 会長は、大学校を代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、大学校を代表し、定款で定めるところにより、会長を補佐して大学校の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事は、定款で定めるところにより、会長及び理事長を補佐して大学校の業務を掌理し、会長及び理事長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

(監査)

第十四条 大学校と会長又は理事長との利益が相反する事項については、会長及び理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が大学校を代表する。

(監査)

第十五条 大学校の業務の運営に関する重要な事項を審議させるため、大学校に、評議員会を置く。

く。

評議員会は、評議員二十人以内で組織する。評議員は、大学校の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、通商産業大臣の認可を受けて会長が任命する。

四 業務

五 役員の選任方法その他の役員に関する事項

六 評議員会に関する事項

七 資産及び会計に関する事項

八 定款の変更に関する事項

九 解散に関する事項

十 事業年度

十一 公告の方法

十二 設立当初の役員

(役員)

第十二条 大学校に役員として、会長一人、理事長一人、理事三人以内及び監事一人以内を置く。

2 大学校に役員として、会長一人、理事長一人、理事五人以内を置くことができる。

3 会長、理事長及び監事の選任は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の職務及び権限)

第十三条 会長は、大学校を代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、大学校を代表し、定款で定めるところにより、会長を補佐して大学校の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事は、定款で定めるところにより、会長及び理事長を補佐して大学校の業務を掌理し、会長及び理事長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

(監査)

第十四条 大学校と会長又は理事長との利益が相反する事項については、会長及び理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が大学校を代表する。

(監査)

第十五条 大学校の業務の運営に関する重要な事項を審議させるため、大学校に、評議員会を置く。

く。

評議員会は、評議員二十人以内で組織する。評議員は、大学校の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、通商産業大臣の認可を受けて会長が任命する。

四 業務

五 役員の選任方法その他の役員に関する事項

六 評議員会に関する事項

七 資産及び会計に関する事項

八 定款の変更に関する事項

九 解散に関する事項

十 事業年度

十一 公告の方法

十二 設立当初の役員

(役員)

第十二条 大学校に役員として、会長一人、理事長一人、理事三人以内及び監事一人以内を置く。

2 大学校に役員として、会長一人、理事長一人、理事五人以内を置くことができる。

3 会長、理事長及び監事の選任は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の職務及び権限)

第十三条 会長は、大学校を代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、大学校を代表し、定款で定めるところにより、会長を補佐して大学校の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事は、定款で定めるところにより、会長及び理事長を補佐して大学校の業務を掌理し、会長及び理事長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

(監査)

第十四条 大学校と会長又は理事長との利益が相反する事項については、会長及び理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が大学校を代表する。

(監査)

第十五条 大学校の業務の運営に関する重要な事項を審議させるため、大学校に、評議員会を置く。

く。

評議員会は、評議員二十人以内で組織する。評議員は、大学校の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、通商産業大臣の認可を受けて会長が任命する。

四 業務

五 役員の選任方法その他の役員に関する事項

六 評議員会に関する事項

七 資産及び会計に関する事項

八 定款の変更に関する事項

九 解散に関する事項

十 事業年度

十一 公告の方法

十二 設立当初の役員

(役員)

第十二条 大学校に役員として、会長一人、理事長一人、理事三人以内及び監事一人以内を置く。

2 大学校に役員として、会長一人、理事長一人、理事五人以内を置くことができる。

3 会長、理事長及び監事の選任は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の職務及び権限)

第十三条 会長は、大学校を代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、大学校を代表し、定款で定めるところにより、会長を補佐して大学校の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事は、定款で定めるところにより、会長及び理事長を補佐して大学校の業務を掌理し、会長及び理事長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

(監査)

第十四条 大学校と会長又は理事長との利益が相反する事項については、会長及び理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が大学校を代表する。

(監査)

第十五条 大学校の業務の運営に関する重要な事項を審議させる

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪検査のために認められたものと解してはならない。

(監督命令等)

第二十一条 通商産業大臣は、前条第一項の規定により報告をさせ、又は検査を行なつた場合において、大学校の業務又は会計が法令若しくはこれに基づく通商産業大臣の処分又は定款若しくは業務方法書に違反すると認めるときは、大学校に対して、この法律の目的を達成するため必要な限度において、役員の解任、業務の停止、定款又は業務方法書の変更その他必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 通商産業大臣は、大学校が前項の規定による命令に従わなかつたときは、その役員を解任し、又はその業務を停止し、若しくは設立の認可を取り消すことができる。

(解散)

第二十二条 大学校は、次の事由によつて解散する。

- 1 定款で定めた解散事由の発生
- 2 破産
- 3 設立の認可の取消し

2 前項第一号に掲げる事由による解散は、通商産業大臣の認可又は認定を受けなければ、その効力を生じない。

(残余財産の帰属)

第二十三条 大学校が解散した場合における残余財産の処分については、政令で定める。

(民法及び非訟事件手続法の準用)

第二十四条 民法第七十三条から第七十六条まで、第七十七条第二項(届出に関する部分に限る。)及び第七十八条から第八十三条规定(法人の解散及び清算)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項、第三十六条、第三十七条ノ二、第一百三十五条ノ二

十五第二項及び第三項、第一百三十六条前段、第一百三十七条规定並びに第百三十八条(法人の清算)の規定は、大学校の解散及び清算について準用する。

第七章 罰則

第二十五条 第二十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をして、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

2 大学校の役員又は大学校の代理人、使用人その他の従業者が、大学校の業務に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、大学校に対しても同項の罰金刑を科する。

3 第二十六条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした大学校の役員又は清算人は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第四条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第十六条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第十九条に規定する書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

五 第二十四条において準用する民法第七十九条第一項又は同法第八十一第一項の規定による公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

六 第二十四条において準用する民法第八十一第一項の規定に違反して破産宣告の請求を怠つたとき。

七 第二十七条 第三条第二項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月

をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過規定)

第二条 この法律の施行の際現にその名称中に貿易大学校という文字を用いている者について

は、第三条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第三条 大学校の最初の事業年度の事業計画及び収支予算については、第十八条中「毎事業年度開始前に」とあるのは、「大学校の成立後遅滞なく」とする。

(地方税法の一部改正)

第四条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第五条 第七十二条の五第一項第一号中「及び私立学校法第六十四条第四項の法人」を「私立学校法第六十四条第四項の法人及び貿易大学校」に改める。

(第七十三条の四第一項に次の一号を加える)

二十 貿易大学校が貿易大学校法(昭和四十二年法律第二号)第十六条第一号又は

二十一 第二号に規定する業務の用に供する不動産

第六十四条第四項の法人及び貿易大学校」に改める。

(第七十三条の四第一項に次の一号を加える)

二十二 貿易大学校が貿易大学校法(昭和四十二年法律第二号)第十六条第一号又は

二十三 第二号に規定する業務の用に供する不動産

第六十四条第四項の法人及び貿易大学校」に改める。

(第七十三条の四第一項に次の一号を加える)

二十四 貿易大学校が貿易大学校法第十六条第一号又は第二号に規定する業務の用に供する不動産

第六十四条第四項の法人及び貿易大学校」に改める。

(第七十三条の四第一項に次の一号を加える)

二十五 貿易大学校が貿易大学校法(昭和四十二年法律第二号)の一部を次のように改正する。

二十六 貿易大学校が貿易大学校法第十六条第一号又は第二号に規定する業務の用に供する不動産

第六十四条第四項の法人及び貿易大学校」に改める。

(第七十三条の四第一項に次の一号を加える)

二十七 貿易大学校が貿易大学校法(昭和四十二年法律第二号)の一部を次のように改正する。

二十八 貿易大学校が貿易大学校法第十六条第一号又は第二号に規定する業務の用に供する不動産

第六十四条第四項の法人及び貿易大学校」に改める。

(第七十三条の四第一項に次の一号を加える)

二十九 貿易大学校が貿易大学校法(昭和四十二年法律第二号)の一部を次のように改正する。

三十 貿易大学校が貿易大学校法(昭和四十二年法律第二号)の一部を次のように改正する。

貿易大学校	貿易大学校法(昭和四十二年法律第二号)
第六条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を改正する法律案	貿易大学校法(昭和四十二年法律第二号)の一部を改正する法律案

燃料物質に關する開発等を行なわせるため動力炉・核燃料開発事業団」に改め、同条第二項中「原子燃料公社」を「動力炉・核燃料開発事業団」に改める。

第十七条中「特許出願に係る發明又は」を削り、「(大正十年法律第九十六号)第五十五条及び第四十条」を「(昭和三十四年法律第二百二十一号)第九十三条」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第七条の改正規定は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

四月二十一日本委員会に左の案件を付託された。

一、電力料金の低減に關する請願(第八八二号)

第八八二号 昭和四十二年四月十日受理
電力料金の低減に關する請願

請願者 鹿児島市山下町一四ノ五〇鹿児

島県議會議長 大坪静夫

紹介議員 田中 茂穂君

本県をはじめ、九州電力KK管内の電力料金(一般用、工業用)は、関西、北陸地方のそれに比較してきわめて高く、地域住民の生計に大きな影響を与えており、ことに既存工業をはじめ諸産業の経営合理化をはばむ大きな要因となつてゐるばかりでなく、企業誘致の大きな障害となつてゐるから、九州地域における電力料金を低減するよう適切な措置を講ぜられたい。

昭和四十二年五月十三日印刷

昭和四十二年五月十五日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局